

ふれあい学習推進事業実施要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」をはぐくみながら、家庭と地域の教育力の向上を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動（以下「ふれあい学習」という。）を推進する。

（事業）

第2条 ふれあい学習を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) ふれあい学習の基本方針の検討に関する事
- (2) ふれあい学習に係る調査・研究に関する事
- (3) ふれあい学習の普及・啓発に関する事
- (4) ふれあい学習に係る研修に関する事
- (5) ふれあい学習を推進する指導者の支援に関する事
- (6) ふれあい学習を推進する体制整備の支援に関する事

（会議）

第3条 ふれあい学習を推進し、地域での実践を図るため、次の会議を開催する。

- (1) ふれあい学習推進委員会
- (2) ふれあい学習推進会議
- (3) その他必要に応じた会議

（研修）

第4条 ふれあい学習を推進するため、次の研修を実施する。

- (1) 地域コーディネーター養成研修
- (2) 地域実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）
- (3) その他必要に応じた研修

第2章 ふれあい学習推進委員会

（主催）

第5条 ふれあい学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、生涯学習課が主催する。

（内容）

第6条 推進委員会は、ふれあい学習の現状を調査し、推進方策を研究するため次の事項を行う。

- (1) ふれあい学習の全県的な推進に関する企画、立案、評価及びふれあい学習の推進に関わる資料作成等
- (2) 県内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの総合的な在り方の検討

（委員構成）

第7条 県及び市町教育委員会事務局の関係職員で構成する。

第3章 ふれあい学習推進会議

（主催）

第8条 ふれあい学習推進会議（以下「推進会議」という。）は、各教育事務所が主催する。

（内容）

第9条 推進会議は、市町におけるふれあい学習の推進状況を把握し、課題解決へ向けた具体的な方策について協議するため、次の事項を行う。

- (1) 地域におけるふれあい学習推進方策の検討
- (2) 地域実践交流会の企画・立案・運営・評価等
- (3) ふれあい学習情報紙等啓発資料の企画・作成
- (4) ふれあい学習の推進に係る情報の収集・提供等

(委員構成)

第10条 地域コーディネーター等、生涯学習・社会教育関係者、企業関係者、市町行政職員、社会教育主事有資格者、地域連携教員、地域活動実践者等により構成する。

第4章 地域コーディネーター養成研修

(主催)

第11条 地域コーディネーター養成研修は、各教育事務所が主催する。

(内容)

第12条 ボランティアが、学習の成果を生かした教育支援活動に参加しやすい環境をつくるため、ボランティアと学校や地域の教育団体・グループ等要請のある受入れ側との連絡調整を行う地域コーディネーターを養成する。

(参加対象)

第13条 生涯学習・社会教育関係者、企業関係者、市町教育委員会事務局関係職員、地域活動実践者等を対象とする。

第5章 地域実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）

(主催)

第14条 地域実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）（以下「交流会」という。）は、各教育事務所が主催する。

(内容)

第15条 関係者のネットワークの構築によるふれあい学習の充実や地域における教育的課題の解決を図るため、講演や実践事例研究、プログラム開発等の研究協議、情報交換や交流会等を行う。

(参加対象)

第16条 地域コーディネーター等、教職員、保護者、学校支援ボランティア、市町行政職員、社会教育関係者、地域活動実践者等を対象とする。

第6章 ふれあい学習推進のための支援

(内容)

第17条 県教育委員会は、次の支援を行い、ふれあい学習の推進に努めるものとする。

- (1) 市町におけるふれあい学習推進に係る体制整備、組織づくり及び活動づくり
- (2) 要請に応じた講座や研修会等の機会の提供
- (3) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の活用促進や実施
- (4) その他必要に応じた支援

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。